

平成25年伯耆町
第1回定例会

条例等議案説明資料概要



平成25年3月

伯耆町 総務課

議案等説明資料

提出課：総務課

議案名等	伯耆町地下水保全条例の制定について
(提案理由及び概要)	
1 理由及び概要	
町民生活にかけがえのない資源である地下水を将来に引き継いでいくために、地下水利用の現状把握及び乱開発の防止を図り、地下水資源を保護し、町民の健康で快適な生活環境を確保することを目的として本条例を制定する。	
2 概要	
● 必要な手続き	
① 許可申請 - 揚水機の吐出口の断面積6cm ² 超(複数ある時は合計)井戸を掘削しようとする者	
※ 事前調査の実施を義務付ける。	
② 届け出 - ①の許可申請の対象とならない井戸を掘削しようとする者	
● 水量測定器の設置	
許可申請の対象となる井戸(生活用水のみの利用分等を除く。)の利用者に水量測定器の設置、毎月の採取量の報告を義務付ける。	
● 審議会	
許可の適否等の審議を行うため、伯耆町地下水保全審議会を置く(学識経験者、各種団体の代表者、公募による住民で10人以内)。	
3 施行期日	
平成25年7月1日から施行する。	

提出課：総務課

議案名等	伯耆町暴力団排除条例の制定について
(提案理由及び概要)	
1 理由及び概要	
暴力団の排除に関する基本理念を定め、暴力団の排除に関する施策等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、安全で平穏な町民生活の確保及び本町における社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的として本条例を制定する。	
西部町村が足並みを揃えて制定の予定。	
2 施行期日	
平成25年4月1日から施行する。	

議案等説明資料

提出課：総務課

議案名等	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
(提案理由及び概要)	
1 理由	
地方自治体の自主性を強化し自由度の拡大を図るため、義務付け・枠付けの見直しを行う地域主権改革に係る「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い必要となる条例を改正するもの。	
2 一部改正する条例	
① 伯耆町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例 ② 伯耆町清掃センター条例 ③ 伯耆町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例 ④ 伯耆町営住宅条例 ⑤ 伯耆町公共下水道設置条例 ⑥ 伯耆町公共下水道条例	
3 改正の概要	
① 国等に対する寄附金等の支出について、原則禁止から、市町村の自主的な判断となったため、対象に国を加えるもの	
地方公共団体の財政の健全化に関する法律	
② 一般廃棄物処理施設の技術管理者が有すべき資格について環境省令を参酌して定めるもの	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	
③ 土地改良法の条項追加等による条項の修正を行うもの	
土地改良法	
④ 入居収入基準について公営住宅法施行令を参酌して定めるもの	
公営住宅法	
⑤ 公共下水道設置にあたり、事業計画を定める際の県知事協議が不要となったため、語句の修正を行うもの	
下水道法	
⑥ 公共下水道の構造の技術上の基準等について、下水道法施行令を参酌して定めるもの	
下水道法	
4 施行期日	
平成25年4月1日から施行する。	

議案等説明資料

提出課：総務課

議案名等	伯耆町被災者住宅再建支援事業助成基金条例の制定について
(提案理由及び概要) 自然災害により被害を受けた住宅について、伯耆町住宅再建支援事業助成が円滑に行えるよう、あらかじめ基金の積み立てを行う。	
【目標額】 22,500千円(大規模半壊9世帯×2,500千円) ※鳥取県被災者住宅再建支援条例の補助金交付対象外となる最大の額	
【積立金】 10年を目安に積み立てを行う	
【参考】鳥取県被災者住宅再建支援条例の補助金交付対象 ・県内で10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害 ・県内の1つの市町村内で5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害 ・県内の1つの集落の2分の1以上、かつ、2世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害 ・被災地域における地域社会崩壊を招くおそれのある被害が発生した自然災害 ※2世帯の半壊世帯又は大規模半壊世帯で1世帯の全壊世帯とみなす	
【施行日】公布の日	

議案等説明資料

提出課：地域整備課

議案名等	伯耆町水道事業審議会条例の制定について
(提案理由及び概要)	
1. 理由 今後の水道事業の適正な運営を図るため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、伯耆町水道事業審議会を置く条例を制定する	
2. 概要	
(1) 名称	伯耆町水道事業審議会
(2) 審議会概要	平成28年度簡易水道事業統合に向け、今後の水道事業の運営について町民、有識者から意見等を聴取し審議する組織
(3) 委員構成	委員数7名程度 (学識経験者、水道使用者、公募委員)
(4) 委員任期	2年
(5) 審議内容	水道事業の現状及び抱える問題点 今後の施設整備計画の概要 今後の財政収支予測 等
3. 施行期日等	平成25年4月1日

議案等説明資料

提出課：地域整備課

議案名等	伯耆町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について
(提案理由及び概要)	
1. 理由	
第2次地域主権改革一括法(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律)による水道法の改正により、これまで水道法施行令で定められていた布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準について、水道事業者である地方公共団体が、新たに条例の制定を行う	
2. 概要	
項目	条例で定める基準
布設工事監督者を配置する工事	(1) 水道施設の新設工事 (2) 1日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事 (3) 沈でん池、ろ過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事
布設工事監督者の資格	学校教育法による学校による土木学科またはこれに相当する課程の履修経歴と水道に関する技術上の実務経験
水道技術管理者の資格	水道技術管理者として必要な基礎教育と水道に関する技術上の実務経験
○条例で定める基準については水道法施行令で定めているものを参酌	
○参考法令 水道法、水道法施行令、水道法施行規則	
3. 施行期日等 平成25年4月1日	

議案等説明資料

提出課：地域整備課

議案名等	伯耆町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について
(提案理由及び概要)	
1. 理由	
第1次地域主権改革一括法(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律)による道路法の改正により、これまで道路構造令で定められていた町道の構造の技術的基準について、道路管理者である地方公共団体が、新たに 条例の制定を行う。	
2. 概要	
町道の幅員、線形、視距、勾配、路面、排水施設、交差又は接続、待避所、横断歩道橋、柵その他安全な交通を確保するための施設についての基準を定める。	
○条例で定める基準については道路構造令で定めているものを参酌	
○参考法令	
・道路法 ・道路構造令	
3. 施行期日等 平成25年4月1日	

提出課：地域整備課

議案名等	伯耆町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について
(提案理由及び概要)	
1. 理由	
第1次地域主権改革一括法(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律)による道路法の改正により、これまで道路標識、区画線及び道路標示に関する命令で定められていた町道に設ける標識の様式について、道路管理者である地方公共団体が、新たに条例の制定を行う。	
2. 概要	
道路標識のうち、案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識の寸法について基準を定める。	
○条例で定める基準については道路標識、区画線及び道路標示の関する命令で定めているものを参酌	
○参考法令	
・道路法 ・道路標識、区画線及び道路標示の関する命令	
3. 施行期日等 平成25年4月1日	

議案等説明資料

提出課：地域整備課

議案名等	伯耆町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定について
(提案理由及び概要)	
1. 理由	
<p>第2次地域主権改革一括法(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律)による高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正により、これまで移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める。</p> <p>省令で定められていた高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準について、特定道路の管理者である地方公共団体が、新たに条例の制定を行う。</p> <p>本町では、特定道路管理者ではないが、同法によりその他特定道路以外の道路についても同様の円滑化基準に適合させる努力義務が定められているため条例の制定を行う。</p>	
2. 概要	
<p>歩道等、立体横断施設、乗合自動車停留所、自動車駐車場、その他必要な施設についての基準を定める。</p> <p>○条例で定める基準については移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する省令で定めているものを参酌</p> <p>○参考法令</p> <ul style="list-style-type: none">・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律・移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令	
3. 施行期日等 平成25年4月1日	

提出課：地域整備課

議案名等	伯耆町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
(提案理由及び概要)	
1. 理由	
<p>第1次地域主権改革一括法(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律)による河川法の改正により、これまで河川管理施設等構造令で定められていた準用河川に係る河川管理施設等のうち堤防等主要なものの構造の河川管理上必要とされる技術的基準について、管理者である地方公共団体が新たに条例の制定を行う。</p>	
2. 概要	
<p>堤防、床止め、堰、水門及び樋門、橋等について基準を定める。</p> <p>○条例で定める基準については河川管理施設等構造令で定めているものを参酌</p> <p>○参考法令</p> <ul style="list-style-type: none">・河川法・河川管理施設等構造令	
3. 施行期日等 平成25年4月1日	

議案等説明資料

提出課：教育委員会

議案名等	伯耆町営住宅等の整備基準を定める条例の制定について
<p>(提案理由及び概要)</p> <p>1. 理由 地域自主一括法による公営住宅法の改正に併せて、所要の条例制定を行うもの。</p> <p>2. 概要 整備基準について 地域自主一括法による公営住宅法の改正により、公営住宅及び共同施設の整備基準については、国土交通省令で定める基準を参酌して事業主体が条例で定めることとされたことに伴い、省令の参酌基準に従い新たに条例を制定するもの。</p> <p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none">・住棟その他の建築物は、安全で良好な居住環境を考慮した配置とする。・住宅の設置基準については、構造上安全を考慮した適切な措置を講ずる。・住宅の各住戸の設備は、利便性、安全性を考慮する。・住戸内の各部には、高齢者等が日常生活に支障なく生活出来る措置を講じる。 <p>3. 施行期日 施行期日は、平成25年4月1日とする。</p>	

議案等説明資料

提出課：福祉課

議案名等	伯耆町難病患者等ホームヘルプサービス事業の手数料徴収に関する条例の廃止について
------	---

(提案理由及び概要)

1. 理由

障害者自立支援法の改正により、平成25年4月1日から施行される「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」では、制度の谷間のない支援を提供する観点から、障害者の定義に難病等を追加し、障害福祉サービス等の対象とすることになった。

よって当該事業は廃止となるため、事業実施のために定めていた手数料徴収に関する条例についても廃止する。

2. 概要

平成24年度まで
障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス等の対象
身体障害者、知的障害者
精神障害者等

自己負担上限月額

利用者世帯の階層区分		自己負担上限月額
生活保護	生活保護法による被保護世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯(障害者所得割16万円未満)	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

平成24年度末で廃止
難病患者等
ホームヘルプサービス事業
+ (難病患者等居宅生活支援事業)

利用者負担額

利用者世帯の階層区分		利用者負担額(1時間当り)
A	生活保護法による被保護世帯	0円
B	生計中心者の前年所得税非課税世帯	0円
C	生計中心者の前年所得税課税年額10,000円以下の世帯	250円
D	生計中心者の前年所得税課税年額が10,001円以上30,000円以下の世帯	400円
E	生計中心者の前年所得税課税年額30,001円以上80,000円以下の世帯	650円
F	生計中心者の前年所得税課税年額80,001円以上140,000円以下の世帯	850円
G	生計中心者の前年所得税課税年額140,000円以上の世帯	950円

平成25年度から

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の対象
身体障害者、知的障害者、精神障害者等・難病患者等

サービス利用の自己負担上限月額については障害者自立支援法に基づく額と同額

3. 施行期日等

平成25年4月1日から施行する。

議案等説明資料

提出課：商工観光課

議案名等	鬼ミュージアム条例の廃止について
<p>(提案理由及び概要)</p> <p>1. 理由</p> <p>①主な経過</p> <ul style="list-style-type: none">・伯耆町の公の施設に係る指定管理の指定について、おにっ子ランド及び鬼のミュージアムについては原案否決(平成18年8月7日開催:平成18年第5回伯耆町議会)・平成18年9月から平成19年3月までおにっ子ランド及び鬼ミュージアムを町が直営管理・管理方針の説明(平成19年1月17日開催:全員協議会)・平成19年4月からおにっ子ランドは無料開放、鬼ミュージアムは閉館・鬼の像ライトアップについて、周辺区長の意見聴取結果を報告(平成22年8月9日開催:全員協議会)・観光事業者(観光協会理事)及び利用代表(周辺区長、保護者等)を対象に実施した意見聴取結果を報告(平成24年3月19日開催:全員協議会)・平成24年9月に国際まんが博に併せて、期間限定で開館 <p>②理由</p> <p>条例の規定により使用目的が限定される「行政財産」から、条例を廃止することで使用目的を限定せず、多目的な用途に使用できる「普通財産」とする。</p> <p>2. 施行期日等</p> <p>平成25年4月1日から施行する。</p>	

議案等説明資料

提出課：総務課

議案名等	伯耆町特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
(提案理由及び概要)	
1. 理由 町長、副町長の給料を減じる特例期間の延長等を実施するための改正を行う。	
2. 概要【減じる金額】 町長:40,000円 副町長:32,000円 【特例期間の延長】 特例期間を平成26年3月31日までとする。	
3. 施行期日 平成25年4月1日	

議案名等	伯耆町教育長の給与の特例に関する条例の一部改正について
(提案理由及び概要)	
1. 理由 教育長の給料を減じる特例期間の延長等を実施するための改正を行う。	
2. 概要【減じる金額】 30,000円 【特例期間の延長】 特例期間を平成26年3月31日までとする。	
3. 施行期日 平成25年4月1日	

議案名等	伯耆町職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
(提案理由及び概要)	
1. 理由 職員の給料を減じる特例期間の延長等を実施するための改正を行う。	
2. 概要【減じる率】 1・2級:1% 3・4級:2% 5・6級:3% 【特例期間の延長】 特例期間を平成26年3月31日までとする。	
3. 施行期日 平成25年4月1日	

議案等説明資料

提出課：総務課

議案名等	伯耆町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
(提案理由及び概要)	
1 概要 特別職の職員で非常勤のもの報酬額に、岸本図書館及び溝口図書館の館長を追加するもの。	
2 施行期日 平成25年4月1日から施行する。	

提出課：総務課

議案名等	伯耆町被災者住宅再建支援事業助成条例の一部改正について
(提案理由及び概要)	
自然災害により被害を受けた住宅について、半壊・大規模半壊又は全壊1世帯から住宅再建支援事業助成が行えるよう改正を行う。	
改正内容	
・半壊、大規模半壊又は全壊1世帯以上の住宅に被害が発生した自然災害 ※改正前の適用範囲未満の被害の場合町費での対応となる	
【参考】改正前(適用範囲)	
・県内で10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害 ・県内の1つの市町村内で5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害 ・県内の1つの集落の2分の1以上、かつ、2世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害 ・被災地域における地域社会崩壊を招くおそれのある被害が発生した自然災害 ・2世帯の半壊世帯又は大規模半壊世帯で1世帯の全壊住宅とみなし、全壊世帯数の算定を行う	
【施行日】公布の日	

議案等説明資料

提出課：総務課

議案名等	伯耆町医療費助成条例等の一部改正について
<p>(提案理由及び概要)</p> <p>1 理由</p> <p>「障害者自立支援法」が改正され、平成25年4月から、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が施行されることに伴い、関係条文を改正するもの。</p> <p>2 概要</p> <p>引用する根拠法令名を「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改めると同時に、引用する条項の移動が生じたため、当該条項を改める。</p> <p>3 一部改正する条例</p> <ul style="list-style-type: none">・ 伯耆町医療費助成条例・ 伯耆町特別医療費助成条例・ 伯耆町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 <p>4 施行期日等</p> <p>平成25年4月1日から施行する。</p> <p>ただし、条項の移動による改正部分については、平成26年4月1日から施行する。</p>	

議案等説明資料

提出課:企画課

議案名等	伯耆町企業等立地促進条例の一部改正について
(提案理由及び概要)	
1. 理由	
本町への企業誘致を促進するため、企業等の立地に際して交付する奨励金の補助基準等を見直し、企業等が立地しやすい環境づくりを行うため。	
2. 概要	
① 企業用地のうち、大平原工業団地及び大山正面工業団地を廃止する	
② 企業用地とそれ以外の用地区分による補助体系を統一する	
③ 投下固定資産に賃借料(5年分)を加えた投資額を補助の基準とする	
④ 雇用奨励金補助額の年齢区分と用地区分を廃止し、常時雇用一人当たり50万円とする	
⑤ 条例の失効を10年延長する 平成25年3月31日 ⇒ 平成35年3月31日	
3. 施行期日等	
公布の日から施行する。	

提出課:企画課

議案名等	伯耆町有線テレビジョン放送施設条例の一部改正について
(提案理由及び概要)	
1. 理由	
有線テレビ放送特別会計の廃止により、運営委員会の設置意義がなくなったため、運営委員会を廃止する。	
2. 施行期日等	
平成25年4月1日から施行する。	

議案等説明資料

提出課：地域整備課

議案名等	伯耆町道路占用料徴収条例の一部改正について
(提案理由及び概要)	
1. 理由	
道路法施行令の改正により、太陽光発電設備等及び津波避難施設が道路の占有許可対象物件となったため、本町においてもこれに倣い対象物件の追加を行う。	
2. 概要	
対象物件	・太陽光発電施設及び風力発電設備 ・津波からの一時的な避難場所として機能を有する堅固な施設
占用料	・令第7条第2号に掲げる工作物(太陽光発電施設等) 1年当たり 950円/㎡(税抜) ・令第7条第4号に掲げる施設(津波避難施設) 1年当たり Aに0.025を乗じて得た額/㎡(税抜) (Aは、近傍類似の土地の時価)
3. 施行期日等 平成25年4月1日	

提出課：地域整備課

議案名等	伯耆町分担金徴収条例の一部改正について
(提案理由及び概要)	
1. 理由	
急傾斜地崩壊対策事業について、鳥取県が単県小規模急傾斜地崩壊対策事業実施要綱を定め、保全人家が5戸未満の場合でも対象となった。 そのため、分担金徴収事業に急傾斜地崩壊対策事業を追加する。	
2. 参考(鳥取県単県急傾斜地崩壊対策事業の概要)	
対象事業	・傾斜度が30度以上かつ急傾斜地の高さが5メートル以上 ・保全人家が1戸以上5戸未満 ・急傾斜地の崩壊により、人家に著しい被害をおよぼすおそれがあり、 早期に対策が必要なもの ・他に移転適地がないこと 等
受益者の負担	20%以内
3. 施行期日等 平成25年4月1日	

議案等説明資料

提出課：教育委員会

議案名等	伯耆町営社会体育施設条例の一部改正について																																		
(提案理由及び概要)																																			
1 理由																																			
伯耆町民二部体育館が建設されたため伯耆町営社会体育施設条例に追加する。																																			
2 概要																																			
○第2条に次のとおり追加する。																																			
<table border="1"> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> <tr> <td>伯耆町民二部体育館</td> <td>伯耆町二部1617番地</td> </tr> </table>		名称	位置	伯耆町民二部体育館	伯耆町二部1617番地																														
名称	位置																																		
伯耆町民二部体育館	伯耆町二部1617番地																																		
○別表(第4条関係)に次のとおり下線部を追加する。																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">1時間当たり使用料</th> </tr> <tr> <th>施設使用料</th> <th>照明使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伯耆町町民グラウンド</td> <td></td> <td>520円</td> <td>1,050円</td> </tr> <tr> <td>伯耆町溝口武道館</td> <td rowspan="2">団体使用</td> <td>全面</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>伯耆町岸本武道館</td> <td>半面</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>伯耆町民溝口体育館</td> <td rowspan="2">個人使用</td> <td>一般</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>伯耆町民岸本体育館</td> <td>高校生以下</td> <td>50円</td> </tr> <tr> <td>伯耆町民二部体育館</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>会議室その他</td> <td></td> <td>200円</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		施設名	区分	1時間当たり使用料		施設使用料	照明使用料	伯耆町町民グラウンド		520円	1,050円	伯耆町溝口武道館	団体使用	全面	700円	伯耆町岸本武道館	半面	400円	伯耆町民溝口体育館	個人使用	一般	100円	伯耆町民岸本体育館	高校生以下	50円	伯耆町民二部体育館				会議室その他		200円	—		
施設名	区分			1時間当たり使用料																															
		施設使用料	照明使用料																																
伯耆町町民グラウンド		520円	1,050円																																
伯耆町溝口武道館	団体使用	全面	700円																																
伯耆町岸本武道館		半面	400円																																
伯耆町民溝口体育館	個人使用	一般	100円																																
伯耆町民岸本体育館		高校生以下	50円																																
伯耆町民二部体育館																																			
会議室その他		200円	—																																
<p>1 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数が30分未満であるときはその端数を切り捨て、30分以上であるときはその端数を1時間に切り上げる。</p> <p>2 団体使用 5人以上の団体による利用をいう。</p> <p>3 個人使用 施設の利用をされていない部分において、個人がバドミントン、卓球、体操等に利用することをいう。</p>																																			
3 施行期日等																																			
公布の日から施行する。																																			